

**市道路線の一部廃止について**

上記の議案を提出する。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

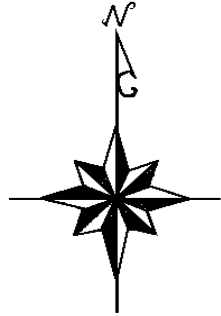
市道廃止申請に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第10条第3項で準用する同法第8条第2項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

**市道路線の一部廃止について**

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路線名	一部廃止する部分	備考
	起 点 終 点	
青2861号線	青梅市友田町2丁目713番 青梅市友田町2丁目719番1	別記図面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市友田町2丁目地内



一部廃止する部分



一部廃止後の路線

延長（廃止部分）42.56メートル



議案第68号付属資料

市道路線の一部廃止資料

議案 番号	路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分				
		延 長 m	幅 員 m	道路部幅員 m	面 積 ㎡	道路部面積 ㎡
68	青2861号線	42.56	1.21	1.21	51.67	51.67